

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 課徴金適用対象の見直し等

- 一 他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占について、公正取引委員会は、当該行為を行った事業者に対し、違反行為に係る売上額に百分の六（小売業百分の二、卸売業百分の一）を乗じた額の課徴金の納付を命じなければならないものとする。 （第七条の二第四項関係）
- 二 正当な理由がないのに、競争者と共同して、ある事業者に対し供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限する等の行為について、公正取引委員会は、当該行為を繰り返した事業者に対し、違反行為に係る売上額に百分の三（小売業百分の二、卸売業百分の一）を乗じた額の課徴金の納付を命じなければならないものとする。 （第二十条の二関係）
- 三 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるものについて、公正取引委員会は、当該行為を繰り返した事業者に対し、違反行為に係る売上額に百分の三（小売業百分の二、卸売業百分の一）を乗じた額の課徴金の納付を命じなければならないものとする。 （第二十条の三関係）

四 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるものについて、公正取引委員会は、当該行為を繰り返した事業者に対し、違反行為に係る売上額に百分の三（小売業百分の二、卸売業百分の一）を乗じた額の課徴金の納付を命じなければならないものとする。 （第二十条の四関係）

五 正当な理由がないのに、自己の供給する商品を購入する相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束する条件をつけて当該商品を供給する等の行為について、公正取引委員会は、当該行為を繰り返した事業者に対し、違反行為に係る売上額に百分の三（小売業百分の二、卸売業百分の一）を乗じた額の課徴金の納付を命じなければならないものとする。 （第二十条の五関係）

六 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対し当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させる等の行為について、公正取引委員会は、当該行為を継続した事業者に対し、違反行為の相手方との間における取引額に百分の一を乗じた額の課徴金の納付を命じなければならないものとする。 （第二十条の六関係）

七 不公正な取引方法に係る定義規定その他所要の規定の整備を行うこと。 (第二条第九項等関係)

第二 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

第三 検討

一 政府は、平成二十一年度中に、次に掲げる事項について、速やかに検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による審判の制度を廃止し、当該審判に相当する機能を裁判所に担わせること。

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を実施するために公正取引委員会が行う調査に関し、当該調査の対象となる者に対し、その者の利益を保護するため、代理人を選任し、及びその立会いを求める権利並びに当該調査に係る調書の写しの交付を求める権利を付与すること。

二 政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二条第九項に規定する不公正な取引方法

に関する規制の在り方について、大企業者と中小企業者との取引の公正の確保及び中小企業者の利益の保護の視点に立って、検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第八条関係)

第四 その他

- 一 この法律の施行に伴う経過措置等について定めること。
- 二 関係法律について所要の規定の整備を行うこと。